

令和 8 年度離職介護人材再就職準備金貸付事業募集要項

1. 目的

この制度は、離職した介護人材のうち一定の知識及び経験を有する方に対し、介護職員等として介護保険法に定める介護サービス事業所等に再就職するための準備金を貸し付けることにより、「潜在介護福祉士等の呼び戻しを促進する」ことを目的としています。

2. 応募資格

「島根県に住民登録をしている方」又は「島根県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した方」であって、次の(1)から(5)までの全ての基準を満たしている方

- (1) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する方として認められる
次のいずれかに該当する方
- ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した方
 - ③ 介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級・2級課程を修了した方
- (2) 次のア・イいずれかの事業所又は施設に、介護職員等^{※(注1)}としての実務経験を1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)有する方

| | |
|---|-----------------------------------|
| ア | 介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設 |
| イ | 同法に基づく第一号訪問事業所若しくは第一号通所事業を実施する事業所 |

- (3) (2)のア・イのいずれかに該当する島根県内の事業所又は施設(以下「介護職場」という。)に、介護職員等として再就職が決定した方
◎既に就労されている方は「就労開始日から3ヶ月以内」に応募してください。
- (4) 直近の介護職員等としての「離職日から介護職員等として再就労する日までの間」に原則として予め、島根県福祉人材センターに求職の登録を行った方
- (5) 過去に本資金の貸付を受けていない方

(注1)介護職員等とは、「主たる業務が介護等の業務」である職種であり、介護支援専門員(ケアマネージャー)や生活相談員等は対象外となります。

3. 募集人数

10名程度

◎募集人数に達した場合は、期間内であっても募集を締め切る可能性があります。

4. 貸付条件

- (1) 貸付金額 40万円以内 ※ 貸付回数は、一人一回限りとなります。
- (2) 貸付利子 無利子
◎返還期間を過ぎても残額がある場合は、その残額に対して年3.0%の延滞利子が加算されます。

(3) 連帯保証人 1名

◎同じ世帯でも、以下の要件を満たしている方であれば連帯保証人となり得ます。

【連帯保証人の要件】

- ① 行為能力者であり債務を弁済する資力を有すること
- ② 貸付決定者(借受人)と連帯して債務(延滞利子含む)を返還する意思があること
- ③ 申請者が未成年者である場合、連帯保証人は必ず法定代理人(親権者、未成年後見人等)であること。

参考【貸付対象となる経費の例】

- 子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護にかかる軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の費用
- 敷金、礼金、又は転居費など転居に伴う費用
- 通勤用の自転車等の購入費
- その他、必要と認められる経費

5. 借入申込方法

再就職準備金の貸付を希望する方は、次の書類を **12. 書類の提出先及びお問い合わせ先** までご提出ください。

[提出書類]以下のNo.1～No.6の書類を全てご提出ください。

| | 提出書類名 |
|---|--|
| 1 | 再就職準備金・就職支援金 借入申込・利用計画書(様式第4号) |
| 2 | 島根県福祉人材センターへの「求職票」の写し (人材センターへ申請してください。) |
| 3 | 申込者の住民票 1通 |
| 4 | 介護職員等業務従事証明書(様式第5号) ※介護職員等として1年間実務に従事していた介護保険サービス事業所の証明が必要です。 直近で働いていた事業所でなくても構いません。 |
| 5 | 資格証明書又は研修修了書の写し ※ 2.応募資格 (1)①～③のいずれかに該当するもの |
| 6 | 再就職先の介護職場の内定書の写し(就職決定後には、雇用契約書の写し) |

6. 貸付決定及び資金交付

貸付決定者の選定については審査の上、決定します。(毎月末日募集〆切、翌月上旬に審査)
選考結果に基づく貸付の可否は申請者全員に通知します。
貸付決定となった場合は、借用書等の必要書類の提出を受け、指定口座に一括送金します。

7. 貸付契約の解除

借受人が、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとします。

【資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められる事由の例】

- (1) 死亡したとき
- (2) 貸付金を貸付事業の目的以外に流用したとき
- (3) 虚偽の申込その他不正な手段による借入を行ったとき
- (4) 返還猶予期間中に免除対象業務以外の職種に従事した場合(生活相談員、介護支援専門員等)

8. 返還の免除

再就職準備金の貸付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合には、返還額の全額を免除します。

- ① 再就職した介護職場で介護職員等として就労した日から、島根県内において2年間(在職期間通算730日以上かつ業務従事期間360日以上)引き続き介護職員等の業務に従事したとき。
- ② 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

◆◆免除についての留意事項◆◆

- 1. 法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、島根県外において介護職場での介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入します。
- 2. 再就職した介護職場での介護職員等の業務に従事後、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により再就職した介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き再就職した介護職場での介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱います。

9. 返還

再就職準備金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、次のそれぞれに規定する事由が生じた日の属する月の翌月から2年以内に月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならないものとします。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 介護職場での介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ④ 本会が定めた期日までに正当な理由なく届出を提出しなかったとき

◎再就職後、自己都合により2年未満で離職した場合も返還していただくことになります。

10. 返還の猶予

再就職準備金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、その間の返還を猶予します。

- ① 再就職した介護職場での介護職員等の業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、産前・産後休暇や育児休業、求職期間(3ヶ月に限る)、その他やむを得ない事由があるとき。^(注3)

(注3)返還免除対象期間には算入しませんが、介護職員等に従事しているものとして取り扱います。

11.貸付期間中に必要な届出事項について

貸付決定後、免除または返還完了となるまでの期間について、借受人または連帯保証人の届出事項に変更があった場合、所定の書類の提出が必要になります。(※下表を参照)

書類が必要となった方は、島根県社会福祉協議会の HP より必要書類を印刷して本会まで提出してください。また、郵送希望の方は、[12.書類の提出先及びお問い合わせ先](#) までご連絡ください。

| 状況 | 提出書類 |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| 氏名や電話番号、住所が変更になった(結婚・引越等) | 異動届(様式第 16 号) |
| 退職した(県内で介護福祉士として従事しない、県外で就職、別業種に就職 等) | 返還届出書(様式第 8 号) |
| | 従事状況届(様式第 15 号) |
| 法人内異動があったとき | 従事状況届(様式第 15 号) |
| 退職したが、島根県内の別の施設で新たに勤務を開始した | 従事状況届(様式第 15 号) ※前勤務先と新勤務先を各々提出 |
| 産前・産後休暇、育休を取得した | 従事状況届(様式第 15 号) |

12. 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5F
社会福祉法人島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798
E-Mail:shikin@fukushi-shimane.or.jp

HPはこちらから



個人情報の取扱いについて

～介護福祉士修学資金等の申込・利用にあたって～

島根県社会福祉協議会（以下、本会）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「島根県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。介護福祉士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）においても各規程にのっとり下記の通り運用していますのでお知らせします。

記

1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）・業務従事の状態等について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、介護福祉士修学資金等の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の通り第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

①介護福祉士修学資金等運営委員会

貸付の決定、内定、一時償還、貸付の停止、償還猶予・免除等について、同委員会が島根県社協会長へ意見を述べるため、借受人等（借入申込者、連帯保証人、相続人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

②介護福祉士指定養成施設及び社会福祉士指定養成施設、実務者研修施設

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する介護福祉士指定養成施設及び社会福祉士指定養成施設、実務者研修施設へ提供・照会することがあります。

③業務従事先の社会福祉施設等

返還の猶予及び免除に関わる業務従事の事実確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

④他の都道府県社会福祉協議会等介護福祉士修学資金等貸付実施主体

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

⑤福祉事務所

借受人等が要保護世帯に属する場合（貸付・償還中に要保護世帯となった場合を含む）、世帯の状況や申込内容、貸付・償還状況について情報を提供し、提供を受けます。

⑥市区町村行政等の機関

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。

また、転居した場合の事実確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

⑦各種金融機関

貸付金の交付および償還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・ 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及びコンピュータに入力し個人データ(※)として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータについては、生活支援部長を管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の50音順など一定の規則に基づいて書類を整理したり、コンピュータに入力したりするなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

7. 本会職員等の義務について

本会の従業者(従業者であったものを含む)は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当 : 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 総務部長

苦情対応責任者 : 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 事務局長

住所 : 島根県松江市東津田町1741番地3

電話 : 0852-32-5953

FAX : 0852-21-0798

Eメール : shikin@fukushi-shimane.or.jp